様

材　料　承　認　願

平成　　年　　月　　日

工事件名

工事箇所

株式会社　松井文ショウ堂　岡山支店

〒711－0937　岡山県倉敷市児島稗田町1896－2
TEL　(086)472-8922
FAX　(086)472-8918
E-mail　ta-matsui@matsuibunshodo.co.jp
URL　http://www.bosomasa.jp

平成　　年　　月　　日

様

株式会社　松井文ショウ堂
〒711-0937岡山県倉敷市児島稗田町1896-2
TEL　(086)472-8922
FAX　(086)472-8918

使　用　承　認　願

工事名：

上記工事に使用する下記製品の使用をご承認いただきたく別添資料を添えてお願い致します。

製品名　　防草マサスペシャルハード

荷姿　※25kg/袋　※1tフレコンバック

別添資料：製品カタログ・製品成分表・計量証明書

製 品 成 分 表

品　名：防草マサスペシャルハード

内容量：① 25kg/袋
② 1トンフレコンバック

包　装：① クラフト紙2層　ポリエチレンフィルム1層（25kg/袋）
② 合成繊維（PP）　ワンウェイ式（1トンフレコン）

外　観：天然ろう石，プレミックスパウダー

主成分：① 天然ろう石（産地：広島県庄原市）
② 乾燥砂
③ 無機固化剤
④ 乾燥天然鉱物
⑤ 無機系着色剤

備　考：成分は天然鉱物を主原料にしています。
着色剤は食品等に使用されています。

発行番号：2014-0459-001-01-A-1/1
平成26年10月14日　発行

計量証明書

株式会社　松井文ショウ堂　殿

試料の区分：土壌
試料の名称：防草マサスペシャルハード
試料採取日：＊　＊　＊
試料採取者：持込試料
試料採取場所：＊　＊　＊
依頼年月日：2014/09/30

検液作成方法：環告46号付表

事業者　公益財団法人岡山県環境保全事業団
事業所　公益財団法人岡山県環境保全事業団環境調査部
〒701-0212　岡山県岡山市南区内尾665-1
TEL:086-298-2616　FAX:086-298-2617
登録番号　岡山県知事登録　第6-1号,第7-1号
及び第8-1号

計量管理者　環境計量士　岡　透

上記試料について計量の結果を下記のとおり証明します。

計量の対象	計量の単位	計量の結果	計量の方法
カドミウム	mg/ℓ	0.001 未満	環告46号(JIS K0102 55.3)
全シアン	mg/ℓ	0.1 未満	環告46号(JIS K0102 38.1.2及び38.3)
有機燐	mg/ℓ	0.1 未満	環告46号(環告64号 付表1)
鉛	mg/ℓ	0.005 未満	環告46号(JIS K0102 54.3)
六価クロム	mg/ℓ	0.02 未満	環告46号(JIS K0102 65.2.1)
砒素	mg/ℓ	0.005 未満	環告46号(JIS K0102 61.3)
総水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	環告46号(環告59号 付表1)
アルキル水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	環告46号(環告59号 付表2)
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	0.0005 未満	環告46号(環告59号 付表3)
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.002 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
四塩化炭素	mg/ℓ	0.0002 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.0004 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.002 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.004 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0005 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0006 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.002 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.0005 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.0002 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
チウラム	mg/ℓ	0.0006 未満	環告46号(環告59号 付表4)
シマジン	mg/ℓ	0.0003 未満	環告46号(環告59号 付表5第1)
チオベンカルブ	mg/ℓ	0.002 未満	環告46号(環告59号 付表5第1)
ベンゼン	mg/ℓ	0.001 未満	環告46号(JIS K0125 5.2)
セレン	mg/ℓ	0.002 未満	環告46号(JIS K0102 67.3)
ふっ素	mg/ℓ	0.19	環告46号(JIS K0102 34.1)
ほう素	mg/ℓ	0.34	環告46号(JIS K0102 47.3)
以　下　余　白			

備考	

注記　(1) 試料採取者が「持込試料」の場合、試料採取について当団が関わっていないことを示します。
(2) 計量の結果が「･･･未満」とあるのは、定量下限値未満であることを示します。

別表　（土壌の汚染に係る環境基準について）

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒（ひ）素	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1，2－ジクロロエタン	検液1lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1，1－ジクロロエチレン	検液1lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス－1，2－ジクロロエチレン	検液1lにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1，1，1－トリクロロエタン	検液1lにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1，1，2－トリクロロエタン	検液1lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1lにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1，3－ジクロロプロペン	検液1lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液1lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1lにつき1mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

1，環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2，カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3，「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4，有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。